

マックス・ヴェーバーの社会的分化論(1)

——『理解社会学のカテゴリー』の検討——

荒川敏彦

1. 緊張関係の原理, 社会的分化への問い

自らの労働ではなく時間の差が生み出した利子の取得に対して、宗教倫理はいかなる理由から拒絶を示し、また妥協しうるのか。同胞愛を説く宗教倫理は、戦争を賛美する政治といかなる理由から対立もしくは共犯の関係に陥るのか。神秘的陶酔の対象としては近しくされながら、禁欲の対象としては忌避される性的なものとの関係や、音楽や絵画などの美的なものとその重要な源泉としての宗教倫理との関係は如何に。マックス・ヴェーバーがこのような経済、政治、性や芸術などの世俗の文化領域と宗教倫理——とりわけ救済宗教——との緊張関係を論じたことはよく知られている⁽¹⁾。

ヴェーバーがこのような緊張関係を論じる根底には、社会秩序を静止したものとしてではなく、動的なものとして把握する視点があった。ヴェーバーは、「倫理が現世への諸関係のなかへ持ち込む他ならぬこの緊張関係 Spannung が、一つの強力な、動的な発展要素 das dynamische Entwicklungsmoment となる」と述べている⁽²⁾。この認識は宗教社会学の枠にとどまらない。法や都市や支配へと広がるヴェーバーの歴史社会学的考察には、動的発展の契機としての緊張関係の論理が随所に見られるのである。

ではそもそも、上述したような緊張関係はいかにして成立するのか。言い換えれば、緊張の諸相はいかなる概念装置によって析出されうるのか。ヴェーバーが緊張関係を歴史の動的展開のモメントとして把握したのであれば、ヴェーバーの方法的概念にはその緊張を捉える鍵があると考えられるだろう。

緊張という以上、複数の事柄の緊張であるはずだ。緊張関係が生成するには、たとえ問題状況に応じて相互の力関係に差があろうとも、複数の領域が一方に包摂されることなく、互いに併存・拮抗する状況が看取されなければならない。とすればその緊張の認識は、現世／世界の諸領域が分化 Differenzierung しているという認識を基底としていることになる。

しかしヴェーバーにおける(社会的)分化論は、緊張関係論が度々論じられるのとは対照的に、従来のヴェーバー研究においてあまり言及されてこなかったのではないだろうか⁽³⁾。

(1) 「世界宗教の経済倫理」における「中間考察」を参照。Weber, Max (1920)

(2) WuG, S.350=『宗教社会学』創文社, 262頁

(3) 学説史的に見れば、初期ドイツ社会学における「社会的分化」という問題は、むしろジンメル(1890)の著作名として知られており、Simmel (1890)の議論との関わりで主題的に扱われることは必ずしも多くはない。

もちろん、例えばユルゲン・ハーバーマスが、ヴェーバーは「近代への移行行きを、さまざまな価値領域の分化と、伝統知の批判的変形をその都度の特殊な妥当要求のもとで可能にする意識構造の分化とによって、特徴づけられるとみなしている」と述べたように⁽⁴⁾、かつてのヴェーバー論においても分化の視点が取り上げられなかったわけではない。むしろ、価値領域の分化は「近代」の姿として強く意識されてきたとすら言える。しかしその場合でも、分化という事態そのものについての考察より、ヴェーバーが分化の帰結として見据えた近代社会に対する「悲劇的」洞察が注目され、その「乗り越え」が模索されてきたように思われる。頻繁に検討の主題とされてきたヴェーバーのプロセス概念と言えば、合理化 Rationalisierung や官僚制化 Bürokratisierung, 脱魔術化 Entzauberung, あるいは——ヴェーバーが用いなかった術語であるが——「近代化」Modernisierung⁽⁵⁾などであった。その一方で、分化という視点はその後景に置かれたままであったように思われるのである。

しかしヴェーバーの諸文献に目をやると、執筆の時期や分野を問わず、さまざまな論稿において分化（社会的分化、経済的分化等）の概念を用いて議論が展開されていることに気づく。分化の視点は、ヴェーバー歴史社会学における主要なプロセス概念あるいは発展 Entwicklung の概念を再考するための重要な鍵と言える。したがってそれは、ヴェーバーが独自の価値関心と視点に立って理念型として把握した歴史像の検討と同時に、その把握を可能にする社会理論への問いへとつながっている。というのも分化の問題は、生活諸領域ないし文化的・価値的な領域が固有法則性 Eigengesetzlichkeit を展開させて自律・自立するという認識とセットだからである⁽⁶⁾。諸領域が渾然一体としている状況ではなく、それぞれが独自の論理と固有の法則性を伴って諸領域が分化するという。この分化・自律化の問題はまた、「事柄」や「問題」に即した事態の進展、すなわち事象化・物象化 Versachlichung といったヴェーバー社会理論を支える基礎的な認識の問題と深く結びついているのである。

では当の分化それ自体は、ヴェーバーの社会学的方法によっていかに認識され得たのか、あるいは行為に関わる諸概念によって、いかなる仕方で把握され得たのだろうか。

ヴェーバーは必ずしも「近代」のみを論じた思想家ではなかった。だが少なくとも、ヴェーバーをとおして、「近代」という問題が考えられてきた思想史を踏まえるとき、ヴェーバーにおける分化の視点の再検討は、情報、金融、労働者等、あらゆる領域で国境

(4) Habermas (1981) S.456=96頁

(5) 「近代化」という問題は、「ヴェーバー論」の重要な視点であった。しかし、安藤英治 (1972) がいち早く指摘したように、ヴェーバーは「近代化」という語彙をほとんど用いなかった。現在、このことの意味をあらためて考える必要がある。たとえば、ヴェーバー近代化論の主要テキストとされてきた『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』にしても、いわゆる「近代化」が想定する時代以前、すなわち古プロテスタンティズムの時代である「近世（初期近代）」が主要な考察対象となっていることは重要な意味をもつだろう。その意味でヴェーバーの歴史社会学における「近世」の問題は、今後の重要な課題である。この点に触れた議論としては、さしあたり拙稿 (2009) を参照。あるいは古代と中世の断絶の問題、中世と近代の連続の問題など、いわゆる「近代化論」がなおざりにしてきた問題は、ヴェーバーの学問的な業績の中で量的にも質的にも大きな比重を占める問題である。

(6) 固有法則性論および緊張関係論と「神々の闘争」の問題について、拙稿 (2004) で述べた。また、「中間考察」における宗教倫理と経済領域との緊張関係について、拙稿 (2012) を参照。

を越えた流動化が指摘される「グローバル化」と、分化の進展を一特徴とする「近代」との関連を問い直す重要な契機であるように思われる。

2. 前提としての『カテゴリー』論文

緊張関係が最も先鋭化して表出するのは、宗教と世俗の文化領域との間においてである。そこでヴェーバーが宗教社会学のなかで論じた緊張関係論における「分化」という問題に光を当て、ヴェーバーの歴史社会的洞察さらには歴史認識を支えている方法的前提について再検討してみたい。本稿ではその前提を予備的に考察する。

ヴェーバーにおける救済宗教と現世の諸領域との緊張関係論と言えば、多くは「世界宗教の経済倫理」の「中間考察」での議論が検討の対象であった⁽⁷⁾。もちろん本研究も、その射程に「中間考察」の議論を収めてはいる。ここで「中間考察」のテキスト生成史について簡単に触れておかなければならない。

現在、「世界宗教の経済倫理」の「中間考察」は、『宗教社会学論集』第1巻(1920年)に収録されているのだが、それは『社会科学・社会政策雑誌』に発表されたテキスト(1915年)に修正を施したものである。さらに遡って、その雑誌論文は、いわゆる『経済と社会』の中の『宗教社会学』章で書かれていた草稿(執筆は1913年頃と推定)の一節が下敷きとされている。つまり、現在目にする「中間考察」の緊張関係論には、2つの異稿が存在するのである。

以上のテキスト成立史を踏まえた上で、「中間考察」の前提(前史)としての『宗教社会学』に注目する意義を、ここでは3点あげておく。第一に、『宗教社会学論集』は『経済と社会』の『宗教社会学』草稿と「相互補完関係」に立つものとヴェーバー自身によって位置づけられており⁽⁸⁾、「中間考察」を別の角度から考察しうるテキストという性格もっていること。第二に、第一次世界大戦前に書かれたこの『宗教社会学』草稿が、第一次大戦中に発表された「中間考察」より早い時期に執筆されたと推定され、最終版の「中間考察」へと到る思考のプロセスをたどる端緒となりうること。第三に、そしてこれが当面もっとも重要なのだが、『宗教社会学』は概念的・理論的基礎として『理解社会学のカテゴリー』(以下『カテゴリー』と略記)と深く関連しており、概念的把握の問題を考える上で重要であるという点⁽⁹⁾をあげることができる。

(7) この点について、さしあたり拙稿(2004)を参照。

(8) Weber(1920), RSI S.237=『宗教社会学論選』212頁

(9) 第三の点についてさらに補足しておく、近年の研究によって、第一次大戦前の『経済と社会』の草稿群——いわゆる〈旧稿〉——は、1913年に雑誌『ロゴス』に別途発表された『理解社会学のカテゴリー』をその理論的・概念論的基礎としているということが判明したのである。この点は、『経済と社会』の〈旧稿〉を解釈する上での基本的な概念規定に関する従来の理解に修正を求める点であり、現代のヴェーバー研究に根底からのテキスト再解釈を要請する事態となっている。

このこと、すなわち『経済と社会』(旧稿)について理論的・概念論的基礎が「ある」ということ自体が、大きな問題を提起したのである。とりわけ折原浩とシュルプターの議論(シュルプター&折原(2000))を参照。

『宗教社会学』が1913年発表の『カテゴリー』ときわめて密接な関連をもって記述されたことについて、さらに若干の補足を注記しておく。

両者の関連は、以下に引く『宗教社会学』の冒頭の記述によって明らかである。「われわれがここで問題

以上の理由から本稿では、前提すなわち「中間考察」の前史としての『宗教社会学』の前提として、『カテゴリー』論文を対象にヴェーバーの「社会的分化」論を検討することとしたい。

3. 『理解社会学のカテゴリー』の社会的分化論

3.1 基礎的カテゴリーの確認

『カテゴリー』論文では、「ゲマインシャフト」や「ゲゼルシャフト」といった社会科学上では馴染みの概念が、その根源的意味に遡って概念化されることで、通説的見解ないし日常意識が異化されている⁽¹⁰⁾。そのため概念の内容は特殊な用語法の様相を呈することとなり、理解を難しくしている要因となっている。そこではじめに5つの基礎カテゴリーについて簡単にまとめておこう。

『カテゴリー』では後半の第4章以下で、次の5つの諸概念を章題としてとりあげつつ、概念規定している。すなわち(1)他者の行動と意味上での関係を有する行為を「ゲマインシャフト行為」とし、(2)そのゲマインシャフト行為の内、とくに制定秩序に準拠した(方向づけられた)行為を「ゲゼルシャフト行為」とした。他方で(3)同じくゲマインシャフト行為の内でも、制定秩序はないのにある「かのように」振る舞うと予想通りになる可能性が経験的に妥当していることを諒解 *Einverständnis* と呼び、諒解に準拠した(方向づけられた)行為を「諒解行為」とした(たとえば言語の使用)。

ゲゼルシャフト行為も諒解(行為)も、ともにゲマインシャフト行為の下位概念である(対立概念ではない)。このような概念規定を見ると、ヴェーバーの「行為論」と呼ばれてきた方法は、行為と秩序の相互連関を問うものであることが分かる。ゲゼルシャフト行為は秩序の制定の問題を、そして諒解は秩序の妥当を問題にしながら構成されていると見る

にしているのは、宗教の「本質」などではまったくなく、ある特殊なゲマインシャフト行為の諸条件と諸作用である。そしてこのゲマインシャフト行為の理解は、その外面的経過がきわめて多様な形態であるがゆえに、ここでもまたただ個々人の主観的な体験、観念、目的からのみ——すなわち「意味 Sinn」からのみ——得られる。」WuG S.121=『宗教』3頁

上記箇所について、さしあたり4点指摘しておきたい。(1)宗教の本質を問わない観念の独自性。(2)宗教的ゲマインシャフト行為の条件と作用への問い——行為そのものの類型化ではなく、その条件と作用を問う視点は見逃されやすいが重要だ。(3)宗教的行為の経過の多様性への注意——歴史的経過に関する多元的視点である。(4)(宗教的)行為の経過が(行為者に思われた)意味からのみ理解可能であること。

この内とくに(2)の点は、『カテゴリー』特有の「ゲマインシャフト行為」の概念が分析の軸であることを示している。つまり、『カテゴリー』と『宗教社会学』の密接な連関の証しとなっている。このことは『宗教社会学』の冒頭だけでなく、宗教と政治の関係が論じられるその「後半」でも、同じく「ゲマインシャフト行為」概念が使用されていることから裏づけられる。WuG S.402=『宗教』292頁。したがってテキスト内在的理由からも、『宗教社会学』は『カテゴリー』と緊密な関係にあると見られる。この点については中野敏男(1990)の整理や折原浩(1996)の論証を参照。

- (10) これはヴェーバーが自覚して行った概念構成の方法である。日常世界に埋め込まれた事態を分析する社会学の特質を、ヴェーバーは方法的な概念構成によって示そうとしていた。一見すると煩瑣にも見えるかもしれないヴェーバーの概念規定は、そのような社会学の意義において理解される必要がある。「その対象の性質からして社会学においては、日常的によく知られ『慣れ親しまれた』意味上の連関が他の連関の定義に利用され、そしてその後、前者の連関の方がまた後者の定義をもって定義される、というような取り扱いが絶えずなされねばならないのである。」WL S.440=『カテゴリー』41頁

ことができる。本稿の関心からすれば、制定秩序の問題は自律化の問題ないし制定する *setzen* という動的な分化の局面に関係したものとして、また秩序の経験的妥当 *Geltung* という問題は慣習律 *Konvention* を含め秩序の分化を醸成／惹起する基底として捉えられるだろう。

基礎カテゴリーの4つ目として、(4)自分では何もしないのに関係づけられており、かつ合理的秩序と強制装置をもったゲマインシャフトを「アンシュタルト *Anstalt*」とし、(5)アンシュタルトに対して、制定律をもたずに諒解に準拠した行為を「団体 *Verband*」行為と規定した。たとえば国家や教会は合理的制定律を有するアンシュタルトであり、(教会として組織化される以前の) 預言者と使徒たちのゲマインシャフトは団体である。

このようにヴェーバーは、意味上の他者関係行為であるゲマインシャフト行為を理解可能な行為の基点として設定した上で、そのゲマインシャフト行為の特殊な形態として、制定秩序の有無を転回軸にゲゼルシャフト行為および諒解の二概念を構成し、それと併行する形でアンシュタルトと団体の二概念を構成している。以上が基礎的なカテゴリーの概略であるが、本稿にとっての問題は、これらの概念が構成される途上で示唆される分化の視点である。以下、その主要な点を取り出していこう。

3.2 発展の〈非一元性〉と〈双方向性〉

はじめに、分化が深く関わる発展（展開）の問題について検討しておこう。ヴェーバーは『カテゴリー』の終盤で、「歴史的発展 *die geschichtliche Entwicklung* の経過」を、諒解行為からゲゼルシャフト行為へ、また団体からアンシュタルトへという、行為と秩序の連関が目的合理的な方向へと展開する点に見ている。

発展の道程 *der Weg der Entwicklung* は、なるほど個別的には、これまで見たように、具体的で合理的な目的団体秩序から、それを「超える」諒解行為の成立へと繰り返し進んでもいる。しかし全体的には *im ganzen*、われわれが見通しうる歴史的発展の経過において、たしかに諒解行為のゲゼルシャフト関係による「置換」を一義的に認めることはできないとしても、諒解行為が制定律によってますます包括的かつ目的合理的に秩序づけられることや、また特に、団体が目的合理的に秩序づけられたアンシュタルトへとますます変化することを確認することはできる⁽¹¹⁾。

このような指摘は、一見すると「目的合理的」な行為や秩序の優位を主張し、そこに収斂していく世界史像を見てきた従来のヴェーバー解釈を支持するかもしれない。けれども、もう少しヴェーバーの議論に立ち止まってみよう。ここでヴェーバーが言う「歴史的発展の経過」とは、歴史的発展の法則ではないし、後述するように一方向的なものでもない。たとえばここでヴェーバーの指摘する「個別的」な事例は、どのようなものだろうか。

その一例としてヴェーバーは、目的合理的に結成された九柱戯クラブが、メンバー相互の行動に関して、当初のクラブが有していた目的の範囲を超えた *übergreifend* 「慣習律的 *konventionell*」な帰結をもたらすということ、つまり「ゲゼルシャフト関係の枠外に

(11) Weber (1922) WL, S.471 = 『カテゴリー』120頁

あって『諒解』に準拠してなされるようなゲマインシャフト行為を作りだす stiften」という現象をあげている⁽¹²⁾。諒解からゲゼルシャフト関係へと向かうチャンスだけでなく、逆方向すなわちゲゼルシャフト関係からも諒解が生み出されるチャンスが存在するとヴェーバーは見ている⁽¹³⁾。

これは、発展の〈双方向性〉の指摘である。無定型のゲマインシャフト行為から諒解に準拠した諒解行為を経て、制定秩序に準拠した（方向づけられた）ゲゼルシャフト行為へという発展の経過がある一方で、それとは逆の経過をたどる推移もあることを見据えながら、ヴェーバーは概念を構成しているのである。

この点は、分化について考える上でも重要である。というのも、社会的分化に関して問題となる点の一つは、分化し自律化・自立化するその動的局面がいかに形成されるのか、その動的局面をいかに概念的に把握しうるのか、という点だからである。諒解行為からゲゼルシャフト行為へ、また逆にゲゼルシャフト行為から諒解行為へという推移の多様な可能性は、変化 Umwandlung の動因の多様性を示している。なるほど「全体的」には、目的合理的な秩序化の傾向を読み取りながらも、至る所で緊張の痕跡を読み取っているとも言えるだろう。それはまた、目的合理的な秩序化の傾向における亀裂の芽ともなりうる。先に見たように、ヴェーバーは緊張を「動的な発展要素」と考えている。したがってマクロな歴史過程の傾向について指摘する際にも、それがダイナミックな過程であればなおさら、その背後に緊張とそこから生じうる多様なチャンス（可能性）が捕捉されていると考えられるのである。この点に注目して、さらに検討を進めてしてみよう。

3.3 〈相互創出〉関係あるいは〈解体と創出〉のダイナミズム

上述したように、諒解行為とゲゼルシャフト行為の関係は、一方向的な発展段階の関係にあるわけではない。しかし、単に双方向的というだけでもない。九柱戯クラブの例が示すのは、一本の発展のルール上を行ったり来たりするという発展ではなく、〈相互創出〉の関係と言えるのではないだろうか。

九柱戯クラブの本来の目的を超えて創出された慣習律⁽¹⁴⁾は、そのクラブが結成されなければ生まれなかった。制定秩序のない諒解行為のくり返しによって、制定秩序を伴った合理的なゲゼルシャフト関係が創出されていく可能性がある一方で、それとは逆に、ゲゼルシャフト関係も目的合理的な制定秩序の範囲を超えた諒解の領域を創出しうると指摘されているのである。

(12) Weber (1922) WL S.461 = 『カテゴリー』 97頁

(13) この点を受けて松井克浩は、大衆にとって制定律の妥当が諒解を基底として成立している点を指摘した（松井 2007 : 62頁）。つまり、「明示的で透明なはずのゲゼルシャフト関係は、じつはその存立の基盤を必ずしも明示的ではない諒解においている」のである。松井（2007）67頁を参照。

(14) 慣習律 Konvention について、ヴェーバーは次のように規定している。「一定の行為をするようにとの働きかけはたしかに存在しているが、しかしこの働きかけは、いかなる物理的または心理的な強制によるものでもなく、また——少なくとも通常の場合は、また直接的には——、行為者の特有の『周囲』を形成している一定範囲の人の是認または非難を除いては、その他いかなる反作用によるものでもない、という場合」。WuG S.187 = 世良晃志郎訳『法社会学』創文社、1974年、29頁。慣習法もまた制定秩序（制定法）ではなく「諒解」によっているのであるが、慣習法には「強制装置」の作動するチャンスがあるという点で、慣習律と慣習法は明確に区別される。

この例では、結成されたクラブはそのままに新たな意味領域が形成されたわけだが、それとは別に、既存のゲゼルシャフト関係が崩壊して、あらたな諒解が形成されるということもありうる。ヴェーバーは、たとえば掠奪を欲した人びとが自分たちで指導者を選んで結成し掠奪が終われば解散するといった「臨時のゲゼルシャフト関係」から、国家のような「持続的」な形象への発展 *Entwicklung* の階梯を述べる⁽¹⁵⁾。これは臨時的なものから持続的なものの形成へと向かうダイナミズムの指摘である。しかしそれに続いて、持続的なゲゼルシャフト関係から無定型のゲマインシャフト行為へとという「逆」の現象に触れる。

これとは逆に——そしてこれは、「国民経済」の生成に関与するさまざまなプロセスの内のひとつなのであるが——必要充足のために存立した持続的ゲゼルシャフト関係から、その解体 *Zerfall* を通じて、ある種の「ゲマインシャフト行為」として現れてくる無定型な形象たる「市場」が生みだされることもありうる⁽¹⁶⁾。

ここには〈解体〉と〈創出〉の動的展開が指摘されているが、その例として「市場」があげられている。たとえば封建的秩序が解体して生産者と生産手段の関係が断ち切れ、市場を介してしか生きられない賃金労働者が創出される過程は⁽¹⁷⁾、持続的なゲゼルシャフト関係の解体を通じた、ゲマインシャフト行為による新たな関係性の創出と言えよう。ここで「市場」は、制定秩序をもたない——たとえば売買時における自由な価格交渉の——ゲマインシャフト行為などとして把握されうる。

ひとたび制定された秩序は、そのまま永続するとは限らない。それが臨時的なものである場合には目的を達成して解散することもあるし、仮に永続的なゲゼルシャフト関係を構成したかに見えても、内部崩壊してしまうことがあるだろう。その解体の経過の中では、新たな意味領域が創出されることもありうる⁽¹⁸⁾。この解体と創出の視点は、分化の進展を把握する上で重要であるだろう。

このようにヴェーバーは随所で、諒解行為の創出に注目している。たとえば、「諒解行為の実在的基礎」は「その『諒解』を妥当させるように作用する『外的』『内的』利害の布置連関にすぎない」のであって、その利害の布置連関は、それぞれの状況によって異なるとしながらも、次のように述べる。

むろんだからといって、たとえば、どの主観的「意味方向」が優勢であるのかによって分類される各種のゲマインシャフト行為、ないしとりわけ諒解行為の発生・存続にとって平均的にいってもっとも頻繁に基盤となるような動機、利害あるいは「内的状態」を内容的に挙げることは当然できる、という点に変わりはない。実際、まさにそ

(15) Weber (1922) WL S.451 = 『カテゴリー』 73頁

(16) Weber (1922) WL S.452 = 『カテゴリー』 74頁

(17) マルクスの指摘した本源的蓄積の一過程を、ヴェーバーの概念によって再把握することは興味深い課題であり、他日を期したい。

(18) この点は、脱魔術化 *Entzauberung* の問題における「想像」と「排除」のダイナミズムという問題とも関連するだろう。拙論 (2002) 参照。

れを挙げるのが、それぞれの内容的社会学のひとつの課題なのである⁽¹⁹⁾。

ここで「内容的社会学」の課題対象を、「諒解行為の発生・存続」にとっての動機、利害、内的状況と述べているが、それが諒解行為の問題として語られており、合理的な制定秩序を備えたゲゼルシャフト行為の発生・存続として指摘されているわけではないことは、諒解の問題がいかに『カテゴリー』で重要な位置を占めているかを示すものと言えるように思う。

3.4 〈重層的〉関係

またゲゼルシャフト行為の存立基盤は、多くの場合、制定秩序をもたない「諒解」である。つまり両者は〈重層的〉関係にある。ある秩序が合理的に「制定」されたとしても、その秩序の経験的「妥当」は、「習慣となったもの、慣れ親しんだもの、教えこまれたもの、いつも繰り返されるものには服するという諒解のうえに成立している」からである⁽²⁰⁾。ひとたび目的的に秩序が制定されると、あたかもその制定秩序が唯一の準拠点になるかのように思いがちだが、ヴェーバーは——「目的合理性」の優越を主張したという従来のヴェーバー像とは異なり——それが経験的に妥当するのは、むしろ諒解を基礎としてのことだと言うのである。

このことをヴェーバーは、かけ算九九を使用してもその原理は知らないこと、日用品の消費者はその製造技術を知らないこと、貨幣のような社会制度の原理を知らないこと、そして法や規約のような目的合理的に制定された秩序についての目的を知らないこと（知らなくなること）、などの例を順次あげながら説明している。行為者の主観を重視するなら、それは目的合理的な意識の低減であるが、ここではむしろ、それを諒解とゲゼルシャフト行為の重層的関係——あるいは制定と妥当の重層的関係——として捉えておくことが重要である⁽²¹⁾。この重層性は、双方向性とともな『カテゴリー』が示す行為と秩序との相互連関のダイナミズムを構成するものである。

3.5 圏域の〈多様化〉

また、複数の秩序が自律し、相互に依存ないし反発する状況では、行為者の遂行する一つの行為も、行為者の主観を越えて、多様な観点から方向付けられるようになる。ヴェーバーの行為に関する視点は、誤解されるように、行為者の一義的な目的にのみ意味関係を見いだしてそれのみを対象としているわけではない。ヴェーバーは、「個々の関与者は、当のゲゼルシャフト行為に関与することによって、全くさまざまで相互に対立したり反対の方向を向いたりしている目的を追求することがありうるし、非常にしばしばそうしたことをする」⁽²²⁾と述べている。異なるどころか相反しさえする目的を、同時に追求してしま

(19) Weber (1922) WL S.460 = 『カテゴリー』 96頁。下線は引用者。

(20) Weber (1922) WL S.473 = 『カテゴリー』 124頁

(21) この「重層的」関係の視点を析出したのは、松井克浩 (2007) であった。松井のこの指摘は、一気に『カテゴリー』の理解を転換させ、まさにヴェーバーの社会理論の「ダイナミズム」の解明にとって重要な契機となった。

(22) Weber (1922) WL S.452 = 『カテゴリー』 75頁

う行為がありうるし⁽²³⁾、しばしばそのような事態が生じてしまっている。種々の秩序が分化している状況においては、緊張関係はそれとしては無自覚なまま経過してしまっていることが多いのが現実であろう。

この問題は、諒解の視点から次のように述べられる。社会的分化の概念を使用して論じられた、本稿にとって重要な一節である。

個々の人間は自らのなす行為において絶えず数多くの、そして常に新たなゲメインシャフト行為、諒解行為、ゲゼルシャフト行為に参与する。彼のゲメインシャフト行為はあらゆる実行行為のひとつひとつごとに、他者の行為の別の圏域に、そして別のもろもろの諒解やゲゼルシャフト関係に意味の上で関係づけられうるとも考えられるのである。個人が自分の行為を合理的に準拠させる諸圏域が、それらにとって構成的な可能性 Chancen のあり方で数多く、また多様であればあるほど、「合理的な社会的分化 die gesellschaftliche Differenzierung」は進展していることになるし、個人の行為がゲゼルシャフト関係の性格をもてばもつほど、「合理的なゲゼルシャフト的組織化」は進展していることになるのである。もちろんその場合その人は、自分の行為のただひとつの実行行為をもってすでに、多くの種類のゲメインシャフト行為に関わりうる⁽²⁴⁾。

ここでヴェーバーは、「ある人がYの代理人であるXと行った交換の実行行為」について、そのYが目的結社に属し、その結社のために行為するという場合を例にあげ、その場合には次のようなことが含まれていると述べる。すなわち、

- 1 言語によるゲゼルシャフト関係形成
- 2 文書によるゲゼルシャフト関係形成
- 3 Xその人との、交換というゲゼルシャフト関係形成
- 4 Yその人との交換というゲゼルシャフト関係形成
- 5 その目的結社の参加者のゲゼルシャフト行為との、交換というゲゼルシャフト関係形成など⁽²⁵⁾である。

ここに見るように、おそらくは行為者の意識の外にあるゲゼルシャフト関係もまた同時に形成されていくのである。ある一つの行為は、他者の一つの行為とのみ関係するわけではない。「すでに」「同時に」「多様な」関係が形成されているのだ。しかもその関係する対象は一義的ではなく、制定秩序がない場合もありうるが、制定秩序がある場合もある。つまり諒解でもありうるし、ゲゼルシャフト関係でもありうる。

そしてヴェーバーは、行為を「合理的」に準拠させる圏域が可能性の点で多く、また種類も多様であるということをもって、それを「合理的な社会的分化」と呼んでいる。ヴェーバーが少なくとも『カテゴリー』において把握する「合理的な社会的分化」とは、行為の意味関係の及ぶ範囲が、諒解やゲゼルシャフト関係を構成するチャンスという点から見て

(23) 脱法的行為を行っていないながら、しかし同時にその行為を隠すということなどはその例である。行為を隠すのは、法に準拠していることの手帳であるから。

(24) Weber (1922) WL S.461 = 『カテゴリー』 97-98頁。強調点はヴェーバー、下線は引用者による。

(25) Weber (1922) WL S.462 = 『カテゴリー』 98-99頁

数多く、また多様であるという事態、端的に言えば「準拠圏域の多様化」を指すと考えてよいだろう。もちろん、これは意味上の関係で考えられており、行為者同士が直接関わっている必要はないし、行為者がお互いに面識を有する必要もない。互いに知らず、直接交わらずとも、言語や、文書関係によってゲゼルシャフト関係は構成されてしまっているし、また交換することで代理人の結社社員との種々のゲゼルシャフト関係が形成されているということになる。

このとき行為の準拠する圏域は、いずれかの優越や、どちらかが他方を包摂しているといったこととは関係がない。宗教なり市場取引なりのそれぞれの圏域は、それ自体として独立に、行為者がそれに関する予想等、つまり意味に準拠することによって経験的に妥当しうる。

また、「言語によるゲゼルシャフト関係形成」や「文書によるゲゼルシャフト関係形成」の例から、ここで言われる分化とは社会全体の「分割」ではなく、意味上の分化と考えてよいだろう。他者との意味関係をもったゲマインシャフト行為や多様な諒解が、複数同時に存立し、それらとの重層的な関係において（方向付けられ、準拠する形で）行為が遂行されるのである。

4 分化と合理化

以上、諸領域の緊張関係というヴェーバーの認識の検討に向けて、緊張を成立させる原理としての「社会的分化」という観点の方法的把握の端緒を、『カテゴリー』の議論のなかに確認してきた。ここに見てきたのは、双方向的で相互創出的、重層的、そして同時併存的というように、分化した社会関係の幾層にも重なった現実を把握する視点である。意味上の他者に対する行為の諸関係は、諒解を形成し、秩序を制定し、さらには強制装置を作り上げるに到することもある。この多岐に分かれ、次々と新たな意味関係を形成していく分化は、合理化論といかなる関係にあるのか。最後にこの点について確認しておきたい。

ヴェーバーは『カテゴリー』の最後で、「ゲマインシャフトの秩序の合理化⁽²⁶⁾は実際には何を意味するのだろうか」と問い、一つのパラドックスを析出している。

社会的分化と合理化との進展が意味するのは、……合理的な技術や秩序に実際に関わる人びとが、その技術や秩序の合理的な基礎から全体としてみればますます引き離されていくということである⁽²⁷⁾。

先ほど見たように、『カテゴリー』では個人が自らの行為を「合理的に準拠させる圏域」が多様になることをもって「合理的な社会的分化」と規定されていた。それはあくまで「合理的な」分化と言われていたが、先に触れた個別的現象を越えた「全体としての傾向」という観念に立てば、合理的な社会的分化とは、目的合理的な秩序が形成され固有な意味が自立していく過程を指すだろう。それは諒解行為からゲゼルシャフト行為へ、団体からアンシュタルトへという漸移的な過程として捉えられている。上記引用では、この合理的秩

(26) ここでも秩序が問われていることに注意したい。

(27) Weber (1922) WL S.473 = 『カテゴリー』125頁

序化としての分化と合理化の帰結として、その技術や秩序に関わる当人が、その合理的基礎から乖離するというのである⁽²⁸⁾。

社会的分化の進展が、その合理的基礎からの乖離を生むという指摘自体すでに逆説的であるのだが、ヴェーバーは続けて次のように述べる。

ゲマインシャフト行為の諸条件や諸連関についての知識の普遍化が、当の行為の合理化をもたらすというわけでは決してない。そうではなくたいいてい、その正反対のものが行為の合理化をもたらすのである⁽²⁹⁾。

私たちはともすると、知識が増えれば行為は合理化すると思いがちである。だがヴェーバーは、行為に関する知識の普遍化は、行為を合理化するわけではないと言う。むしろその正反対のもの、すなわち知識の「専門化・特殊化」が、行為を合理化するのである。それはいわば「無知」の普遍化でもある。

こうして、合理的な社会的分化の進展とは合理的な準拠圏域の多様化であるという認識は、(1)行為についての知識の普遍化が行為を合理化するわけではないという行為の合理化の要因の問題および、先に見た(2)社会的分化と合理化が、実際の関与者がその技術や秩序の合理的基礎から乖離するという、分化と合理化の帰結についての認識によって再把握されることとなる。

合理化は、ヴェーバー論の中でもとりわけ重要な概念の一つであり、その内実は、首尾一貫性の増大ないしは体系化などと言い換えられる。社会的分化に関するここまでの検討を振り返るなら、行為や文化領域が一定の論理によって自律化する、あるいは体系化するという合理化とともに、行為の準拠する意味圏域や文化諸領域の多様化としての分化があるとと言えるだろう。

ここまで確認してきた諸点、すなわち行為ないし秩序形成の双方向的な発展、解体と創出を内蔵した新たな圏域の相互創出というダイナミックな契機、ゲゼルシャフト関係の経験的妥当の基礎に諒解があるという重層性、一つの行為の複数かつ多様な諸圏域への接続可能性などの合理化の問題は、また分化の問題でもあったのである。

社会的分化はそれぞれの領域を構成しつつ専門的に分化して、諸領域が自律化する範囲を設定し、各領域の固有法則性の展開を可能にする。諸領域が内的に首尾一貫した論理を貫徹し合理化を展開するなかで、他の領域と緊張（と協働）の関係もまた進展し、場合によってはある意味の圏域は解体され、あるいは新たな意味関係が形成されるといった展開が見られるだろう。そこでは「全体的」な傾向として読み取られた目的合理的秩序化も、分化した相異なる力同士の緊張関係の一つの帰結という面から把握されるのである。

本稿では前提の前提として、『カテゴリー』をもとに、社会的行為論と位置づけられるヴェーバーの方法論に垣間見られる社会的分化の視点を取り出してきた。ここでの整理は、宗教、経済、政治、法など文化諸領域の緊張関係論を考察する第一歩だが、社会的分化という視点が、内的な規律化に目を向ける合理化という概念では気づきにくい、ヴェー

(28) 私たち現代人の身の回りにあるものの合理的基礎を、私たちは恐ろしいほど知らない。その悲劇的な結果が、たとえば原発事故である。

(29) Weber (1922) WL S.473 = 『カテゴリー』125頁

バーにおける歴史社会学的認識の基底であることは確認できたように思われる。

参考文献

- 安藤英治, 1972, 『ウェーバーと近代——一つの社会科学入門』創文社。
- 荒川敏彦, 2002, 「脱魔術化と再魔術化——創造と排除のポリティクス」『社会思想史研究——特集 歴史と思想のダイナミズム』26号, 49-61頁。
- , 2004, 「ヴェーバー宗教社会学における固有法則性論の諸問題——『神々の闘争』再考」『社会学研究 特集: ウェーバー理論の現代的な可能性』東北社会学研究会, 第75号。
- , 2009, 「ヴェーバーの二つの宗教社会学と「カメレオンの眼」」『創文』創文社, 518号, 19-22頁。
- , 2009, 「マックス・ヴェーバーにおける宗教発展論の意味——発展の理念型と決疑論」『工学院大学 共通課程 研究論叢』第47-1号, 15-27頁。
- , 2012, 「宗教と経済の緊張関係——「中間考察」にみる動的歴史展開のモメント」土方透編『現代社会におけるポスト合理性の問題——マックス・ヴェーバーの遺したもの』聖学院大学出版会。
- Habermas, Jürgen, 1981, *Theorie des kommunikativen Handelns, Band 1, Handlungsrationalität und gesellschaftliche Rationalisierung*, Frankfurt am Main: Suhrkamp. (=1986, 藤沢賢一郎・岩倉正博・徳永恂・平野嘉彦・山口節郎訳『コミュニケーション的行為の理論 (中)』未来社。
- 松井克浩, 2007, 『ヴェーバー社会理論のダイナミクス——「諒解」概念による『経済と社会』の再検討』未来社。
- 中野敏男, 1990, 「解説」マックス・ヴェーバー『理解社会学のカテゴリー』未来社。
- 折原浩, 1996, 『ヴェーバー『経済と社会』の再構成——トルソの頭』東京大学出版会。
- Schluchter, Wolfgang & 折原浩, 2000, 鈴木宗徳・山口宏訳『『経済と社会』再構成論の新展開——ヴェーバー研究の非神話化と『全集』版のゆくえ』未来社。
- Simmel, Georg, 1890, *Über soziale Differenzierung: Sociologische und psychologische Untersuchungen*, Leipzig.
- Weber, Max, 1920, *Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie I*, Tübingen: J. C. B. Mohr. =1972, 大塚久雄・生松敬三訳『宗教社会学論選』みすず書房。
- , 1922, *Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre*, Tübingen: J. C. B. Mohr. =1990, 海老原明夫・中野敏男訳『理解社会学のカテゴリー』未来社。
- , 1972, *Wirtschaft und Gesellschaft: Grundriss der Verstehenden Soziologie*, 5. revidierte Auflage, Tübingen: J. C. B. Mohr. =1974, 世良晃志郎訳『法社会学』創文社／=1976, 武藤一雄・藺田宗人・藺田坦訳『宗教社会学』創文社。

〔抄 録〕

本稿では、マックス・ヴェーバーにおける救済宗教と文化諸領域の緊張関係というシエーマをより根底から把握するため、緊張関係の前提となる社会的分化の視点について、『理解社会学のカテゴリー』を対象として検討した。それによって、(1)発展の非一元的な双方向性、(2)解体と創出のダイナミズム、(3)重層的関係、(4)圏域の多様化ないし同時併存といった諸点を抽出、確認することができた。

社会的分化が合理化の果てに悲劇的隘路へと陥るような近代観とは異なる、絶えず解体と創出のダイナミズムを含み込んだ重層的な関係が進展しているという視点は、ヴェーバーのものとされてきた目的合理化という視点に止目した近代像を再考する重要な手がかりだと考えられる。本稿は、従来あまり論じられてこなかったヴェーバーの社会的分化論の検討の端緒であり、今後の具体的な文化諸領域の問題へと視野を拡大しながら検討を進めていく際の基礎的考察である。